

横須賀市文化会館・はまゆう会館
指定管理者募集要項

令和8年（2026年）7月

横須賀市文化スポーツ観光部文化振興課

目 次

I 施設等に関する事項

1 施設の目的及び方向性	1
2 施設の概要	1
3 指定期間	2
4 申請資格	2

II 業務に関する事項

1 指定管理者が行う業務	4
2 文化会館の一部スペースを他団体の事務所として使用することについて	4
3 はまゆう会館の天井改修工事について	4
4 管理の基準	4
5 業務を実施するにあたっての留意点	6
6 事業報告書等の提出について	6
7 事業の引継ぎ	6

III 経費に関する事項

1 利用料金	7
2 指定管理料	7
3 物品の帰属等	8
4 施設修繕に係る経費	8

IV 選考に関する事項

1 スケジュール	9
2 申請の手続き	9
3 提出書類等	1 1
4 候補者の選考	1 4
5 選考基準	1 5

V リスク等に関する事項

1 横須賀市と指定管理者の責任分担	1 8
2 事業の継続が困難となった場合の措置	1 9
3 指定管理料の支払停止及び支払済みの指定管理料の返還等	2 0

VI 指定及び協定に関する事項

1 指定の手続	2 1
2 協定の締結	2 1

VII その他の事項

1 その他	2 1
-------	-----

《添付資料》

・ 指定管理者指定申請書（様式 1）	2 4
・ 団体概要書（様式 2）	2 7
・ 役員等氏名一覧（様式 3）	2 8
・ 共同事業体協定書兼委任状（様式 4）	2 9
・ 管理実績、障害者雇用、所在地区分申告書（様式 5）	3 0
・ 事業計画書（様式 6）	3 4
・ 実施予定表（様式 7）	3 9
・ 収支予算書（指定管理料見積書）（様式 8）	4 1
・ 指定管理者指定申請にかかる誓約書（様式 9）	4 5
・ 応募者説明会参加申込書（様式 1 0）	4 6
・ 質問書（様式 1 1）	4 7

横須賀市文化会館・はまゆう会館指定管理者募集要項

横須賀市文化会館・はまゆう会館の指定管理者を次のとおり募集します。

I 施設等に関する事項

1 施設の目的及び方向性

(1) 目的

文化会館条例に基づき、市民の文化の向上及び福祉の増進を図ることを目的として設置した施設です。

(2) 方向性

横須賀市は、「海洋都市」、「音楽・スポーツ・エンターテインメント都市」、「個性あるコミュニティのある都市」を目指す街づくりのグランドデザインとして掲げています。そして、国際的で多様な文化・歴史・豊かな自然、多様な地域資源を融合させることで、新たな魅力を創造し、これまで以上の賑わいをまちに生み出すことに取り組んでいます。

あわせて、横須賀市文化振興条例および文化振興基本計画の「心豊かで潤いと活力のある横須賀」の考え方にに基づき、「そだつ」「つたわる」「ひろがる」を重点に置き、文化を通じた人と人とのつながりの実現を目指しています。

文化会館・はまゆう会館は、横須賀の文化の振興や市民の文化活動の拠点としての役割を担うとともに、各種地域団体等との連携による賑わい創出、利便性の向上を目指します。

2 施設の概要

次の2館を一括して管理運営の対象とします。

(1) 横須賀市文化会館

電話 046-823-2950（代表） FAX 046-823-6547

HP：<http://www.yokosuka-bunka.info/>

ア 所在地

横須賀市深田台 50

イ 施設等の概要

構造：鉄筋（一部鉄骨）コンクリート造、地下1階・地上4階・塔屋2階建
延床面積：9,153.47 m²

貸出室：大ホール 1,098 席（1,216 名収容）、車椅子 12、楽屋 5 室、臨時楽屋 1 室
中ホール 250 人収容
展示室 270 m²
市民ギャラリー第1 380 m²
市民ギャラリー第2 240 m²
第1会議室 60 人

- 第2会議室 54人
- 第3会議室 25人
- 第4会議室 12人
- 第5会議室 42人
- 第6会議室 20人（和室）

駐車場：156台（有料：機械による無人精算式）

- ウ 開館年月日：昭和40年5月29日（平成10年8月1日リニューアル工事）
- エ 開館時間：午前9時～午後10時（管理業務：午前8時30分～午後10時）
- オ 休館日：水曜日（祝日にあたる場合はその翌日）、12/29～1/3

※ただし駐車場は無休

(2) 横須賀市はまゆう会館（文化会館の分館）

tel. 046-852-1166（代表） FAX 046-852-1180

HP：<http://hamayu.yokosuka-bunka.info/>

ア 所在地

横須賀市衣笠栄町1-47

イ 施設等の内容

構造：鉄筋（一部鉄骨）コンクリート造、地下2階・地上2階・塔屋2階建
延床面積：4,588.82㎡

貸出室：ホール 516席（526人収容）、車椅子席10、楽屋3室、楽屋事務室1室
リハーサル室 189名 109㎡
展示ギャラリー 310㎡
多目的室 215㎡
第1談話室 60名
第2談話室 60名

駐車場：8台（関係者のみ）

- ウ 開館年月日：昭和58年10月1日
- エ 開館時間：午前9時～午後10時（管理業務：午前8時30分～午後10時）
- オ 休館日：水曜日（祝日にあたる場合はその翌日）、12/29～1/3

3 指定期間

令和9年（2027年）4月1日から令和14年（2032年）3月31日まで（5年間）

4 申請資格

申請者は次の(1)、(3)及び(4)の条件のすべてに該当しなければなりません。複数の団体からなる共同事業体（以下「共同事業体」という。）を結成して申請する場合は、次の(2)、(3)及び(4)の条件すべてに該当しなければなりません。

(1) 申請者に関する条件

- ア 団体であること（法人格の有無を問わない）。《資格事項》
- イ 団体及び代表者が次の事項に該当しないこと。《欠格事項》

- (ア) 法律行為を行う能力を有しない者
(未成年者などで、後見人、保佐人を必要とするものなど)
 - (イ) 破産者で復権を得ない者
 - (ウ) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されている者
 - (エ) 指定管理者の責に帰すべき事由により、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
 - (オ) 本市における指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (カ) 国税、都道府県税及び市町村税を滞納している者
- ウ 団体が、横須賀市暴力団排除条例（平成24年横須賀市条例第6号）第2条第2号に規定する暴力団^{※1}及び同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等^{※2}でないこと。

《欠格事項》

※1 暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。

※2 暴力団経営支配法人等とは、法人その他の団体でその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに暴力団員等^{※3}に該当する者があるもの及び暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有するものをいう。

※3 暴力団員等とは、暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。

(2) 共同事業体に関する条件《資格事項》

- ア 共同事業体を構成する団体（以下「共同事業体構成団体」という。）の数は2以上とし、それらの共同事業体構成団体の中から代表団体（以下「代表団体」という。）を選出しなければならない。
- イ 共同事業体構成団体のいずれもが、上記(1)アからウの条件を全て満たすこと。
- ウ 代表団体は業務の遂行に責任をもつこと。
- エ 申請書提出後の代表団体及び共同事業体構成団体の変更は原則として認めない。
- オ 申請書は代表団体が提出すること。

(3) 参加機会に関する条件《失格事項》

本募集に対する申請は、1団体あたり単独または共同事業体構成団体のいずれか1申請のみとし、重複して申請することはできない。

(4) 施設を管理するに当たって必要な資格、免許等を有している、また、講習を修了していること。

- ・防火管理者、電気主任技術者、建築物環境衛生管理技術者、ボイラー取扱作業主任者、特別管理産業廃棄物管理責任者、舞台調整技能士2級、第二種電気工事士、フルハーネス型安全帯使用作業特別教育

Ⅱ 業務に関する事項

1 指定管理者が行う業務

- (1) 文化会館、はまゆう会館の使用許可に関すること。
- (2) 文化会館、はまゆう会館の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) 舞台・音楽芸術の普及に関すること。
- (4) その他文化会館、はまゆう会館の設置目的を達成するために必要な業務
※業務の詳細については、文化会館指定管理業務仕様書を参照してください。

2 文化会館内の平和中央公園管理事務所及び博物館事務所として使用することについて

文化会館 2 階の一部（旧食堂跡地）は現在、公有財産使用許可手続により建設部公園緑地課が管理し、公園管理事務所（詰所）及び休憩所等の共有スペースとして使用しています。

さらに、令和 10 年 4 月より、隣地の横須賀市自然・人文博物館のリニューアルに伴い、博物館職員の事務所としても共有スペースの一部を使用することを予定しています。

電気代及び水道代については、指定管理者が一括して支払い、子メーターを確認して負担金を使用者に請求します。

3 文化会館の大ホールについて

文化会館の大ホールについて、天井改修工事のため令和 9 年 3 月下旬から 7 月末まで閉館します。

4 はまゆう会館の天井改修工事について

はまゆう会館のホールについて、天井改修工事のため半年程度ホールを休館する必要があります。なお、工事の実施時期につきましては、現時点では未定です。

5 文化会館の中ホールについて

文化会館の中ホールについて、音楽利用を充実させるため、バンド等を想定したライブや PA 機器等のセッティングを含む利用を検討しています。

6 管理の基準

(1) 休館日及び使用時間等

①休館日 水曜日、年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日）※駐車場は年中無休

②使用時間等 午前 9 時から午後 10 時

（受付時間等 午前 9 時から午後 7 時）

※休館日の他、工事、点検、選挙演説会場指定等により使用受付を制限する場合があります。

※休館日については、利用者の利便性を考慮し、市長の承認を得て臨時に変更し、又は設けることができます。

(2) 施設使用の許可

文化会館条例及び文化会館条例施行規則に従い、指定管理者が横須賀市文化会館及びはまゆう会館の使用を許可するものとします。

(3) 文化会館駐車場の管理

近隣施設である自然・人文博物館、平和中央公園の利用者も使用するため、必要に応じた連絡調整を行い運営すること。なお、駐車場が満車の場合は、県道から会館入口までの間で、交通整理を行うこと。文化会館駐車場は無休です。

(4) 業務の一括委託の禁止

指定管理者は、業務を一括して第三者に委託してはいけません。

ただし、業務の効率性等を考慮し、業務の一部を第三者に委託することができますが、その場合は、あらかじめ市の承諾を受けなければなりません。

(5) 遵守すべき法令等

- ・ 地方自治法
- ・ 個人情報保護法
- ・ 文化会館条例
- ・ 文化会館条例施行規則
- ・ その他関係法令

(6) 個人情報の保護

指定管理者は、個人情報の取扱いにあたっては、個人情報の保護に関する法律を遵守し、指定管理業務における個人情報の適切な取扱い及び管理に努め、漏えい、滅失及び毀損の防止、その他個人情報を保護するために必要な措置を講ずることとします。

なお、指定管理業務に係る個人情報に関する本人からの開示の請求等に関し、請求に応じる手続等の必要な事項について、指定管理者の保有する保有個人データの開示等の請求に関する規程を定めていただきます。

(7) 情報公開

指定管理者が業務に関し作成及び取得した文書等については、情報公開規程を定め、適正な情報公開を行うこととします。

(8) 行政手続

指定管理者は、文化会館及びはまゆう会館に係る処分権限を有する主体として位置付けられ、市の行政手続条例が適用されます。

公正の確保と透明性の向上を図るため、施設使用の申請に対する許可の審査基準、許可の取消しの不利益処分の基準（処分基準）を明らかにするとともに、作成された審査基準等については、各施設において公表することとします。

(9) 文書管理

指定管理者が業務に関し作成及び取得した文書等については、文書管理規程を作成し、適正に管理しなければなりません。

(10) 守秘義務

指定管理者は、業務上知り得た内容を第三者に漏らしたり、自己利益のために使用したりしてはいけません。このことは、指定管理期間が終了した後も同様です。

(11) 災害対応等

災害等発生時に備え、対応マニュアルを作成いただき、業務従事者に対して訓練や研修を実施しなければなりません。

また、市が当該管理施設を災害等の対策に使用することを決定した場合は、市の指示に従って災害対策に関する業務に協力していただきます。(特に、横須賀市地域防災計画に基づき、文化会館は「地域医療救護所」及び「津波災害時の災害対策本部」に、はまゆう会館は「地域医療救護所」及び「帰宅困難者一時滞在施設」にそれぞれ指定されています。また、横須賀市消防局警防計画に基づき、津波警報以上発令時には、消防局の非常参集場所として指定されています。)

(12) 近隣住民との調和

公の施設の管理者として、環境を阻害する騒音、臭いなどについて、適切に対応し、近隣住民との調和に努めること。(住民との協議により、午後10時以降の使用は出来ません。)

(13) 職員配置

業務に熟練した運営スタッフの採用、または、十分な研修を受けたスタッフを配置するなど緊急時に速やかな対応が図れるよう職員配置に配慮すること。

なお、文化会館及びはまゆう会館には、それぞれ舞台機器操作と舞台運営に関する専門的知識を持つスタッフを配置すること。

7 業務を実施するにあたっての留意点

業務を実施するにあたっては、次の各項目に留意して円滑に実施してください。

- (1) 関連法令等の規定に基づいた運営を行うこと。
- (2) 公の施設であることを念頭において、公平な運営を行うこと。
- (3) 指定管理者として主体的に業務に取り組むとともに、市と連携を図った運営を行うこと。
- (4) 指定管理者が施設の管理運営に係る各種規程等を作成する場合は、市と協議すること。
- (5) 指定管理者会計専用の口座を設けて、経費及び収入は適正に管理すること。
- (6) 募集要項、仕様書及び協定に規定するもののほか、指定管理者の業務の内容及び処理について、定めのない事項又は疑義が生じた場合については市と協議すること。
- (7) 市は、必要に応じて、施設、物品、各種帳簿等の検査を行い必要な指示を行うことができること。

8 事業報告書等の提出について

- (1) 指定管理者は、月毎の管理業務の運営状況について市が指定する様式により、翌月20日までに報告してください。
- (2) 指定管理者は、応募時に提出した実施予定表に基づき、四半期ごとに提案事業等の実現状況を自己評価した実施予定表及びその他報告に必要な書類を各四半期終了後の翌月末までに報告してください。また、年に1度、市は提案事業等の実現状況について評価を行います。実施予定表及びその評価については、次期指定管理者選考の際に、参考資料として選考委員会へ提供いたしますので、あらかじめご承知おきください。
- (3) 指定管理者は、会計期間終了後、施設の管理に係る事業報告書及びその他報告に必要な書類

を5月31日までに報告してください。

- (4) 上記の事業報告書等について、市が決算報告等で公表する必要があると認める場合には、事業報告書等の内容を市が無償で使用できるものとしますので、あらかじめご了承ください。

9 事業の引継ぎ

指定管理者となる団体は、市と協議を行い、順次引継ぎ準備を行っていただきます。これに要する費用は、指定管理者となる団体の負担とします。引継ぎ準備期間中に職員の採用、施設管理業務やサービスに関する研修等を行い、スムーズな移管ができるようにしてください。

また、指定期間終了若しくは指定取消しにより、次期指定管理者に業務を引継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに必要なデータを提供しなければなりません。

Ⅲ 経費に関する事項

1 利用料金

本施設では利用料金制を採用しており、施設の利用料金は指定管理者の収入とします。

(1) 利用料金の額

利用料金の額は文化会館条例及び文化会館条例施行規則に定める額を超えない範囲内において指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める額とします。(利用料金には、消費税及び地方消費税相当額を含みます。)

(2) 条例改正に伴う利用料金値上げによる増収分の還付

文化会館条例の改正により利用料金を値上げした場合は、別に定める基準に基づき、値上げにより増加した収入を市に還付するものとします。

(3) 減免

指定管理者は、規則第8条の規定により横須賀市又は指定管理者が使用するときは、使用料の加算分及び会館附属設備の使用に係る使用料を免除するものとします。

文化会館駐車場使用料については、規則第8条第3項に規定する者が使用する場合に免除とします。

(4) 利用料金の引き継ぎ等

令和9年4月1日以降の施設利用にかかる料金を令和9年3月31日までの指定管理者（以下、「前指定管理者」という。）が収受している場合は、令和9年4月1日以降の指定管理者（以下、「現指定管理者」という。）は当該料金を前指定管理者から引き継ぐこととし、当該施設利用に関し、令和9年4月1日以降に文化会館条例の規定により利用料金を還付する場合は、現指定管理者が還付することとします。

(5) 事業所税等

施設管理経費の過半を利用料金収入で賄うため、指定管理者は事業所税（横須賀市税）の納税義務を負うことになります。

また、指定管理者は、消費税及び地方消費税、法人税、法人事業税等の納税義務を負う場合があります。

2 指定管理料

文化会館及びはまゆう会館の管理に要する経費は、前項利用料金の収入、その他収入（自動販売機手数料等）及び本市が支払う指定管理料によって賄うものとします。指定期間中の指定管理料の額については、次の上限額の範囲内で提案してください。（自主事業※を計画する場合は、自主事業によって生じた剰余金を管理経費に充てることは可能です。その場合は、利用料金収入と当該剰余金の想定額を考慮して指定管理料をご提案ください。ただし、自主事業にかかる経費は施設管理経費に参入することは出来ません。）

【指定管理料の提案上限額（5年分）】 878,925,000円（税込）

（年度別上限額 令和9年度 175,785,000円、令和10年度 175,785,000円

令和11年度 175,785,000円、令和12年度 175,785,000円

令和13年度 175,785,000円）

指定管理料は、本市市議会の議決を得て債務負担行為を設定し、指定期間中の指定管理料総額を確保します。

なお、指定管理料は原則として精算しません。

指定管理料の支払方法は、別途年度協定で定めるものとします。

※ 「自主事業」については、P21 VII-1-(1)「自主事業」を参照してください。

※ 経費及び収入は、団体自体の口座とは別の口座で管理してください。

また、指定管理者としての業務に係る経理とその他の業務に係る経理を区分してください。

3 物品の帰属等

市が指定管理者に無償で貸与する物品は別紙のとおりです。

指定管理者は、市が貸与する物品について、別途定める帳簿を備え、本市物品会計規則及び関係法令に基づいて管理を行うものとします。

なお、施設において使用する物品の130万円以下の修繕は、指定管理者が行うこととし、修繕した後の所有権は市に帰属することとします。

4 施設修繕に係る経費

管理施設等の修繕については、1件につき130万円（消費税及び地方消費税を含む。）以下のものは指定管理者が行うものとします。

IV 選考に関する事項

1 スケジュール

令和8年7月22日（水）	応募者説明会・現地見学
7月23日（木）～7月29日（水）	質問受付
8月5日（水）	質問に対する回答
8月24日（月）～8月28日（金）	募集（申請受付）期間
9月下旬～10月中旬（予定）	ヒアリング及びプレゼンテーション
11月（予定）	選考結果の通知
12月（予定）	指定管理者指定議案の提出
令和9年1月（予定）	指定管理者の指定、告示
1月～3月（予定）	基本協定の締結、引継ぎ等
4月1日（木）	年度協定締結、施設の管理開始

2 申請の手続き

(1) 募集要項の配布

横須賀市のホームページからダウンロードしてください。

URL <https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/1210/shiteikanri/top.html>

(2) 応募者説明会

申請予定団体に対して、次のとおり説明会を実施します。

ア 開催日時

令和8年7月22日（水）午前10時開始（受付は午前9時30分から）

※ 午前10時～11時30分 申請書類等の説明・文化会館の施設案内
午後2時～3時 はまゆう会館の施設案内（再集合）

イ 開催場所

横須賀市文化会館1階 中ホール

ウ 参加申込み

応募者説明会に参加をする団体は、「文化会館・はまゆう会館指定管理者指定申請応募者説明会参加申込書（様式10）」に必要事項を入力の上、電子メールで令和8年7月17日（金）午後5時までに申し込んでください。

送信先：電子メール cup-pc@city.yokosuka.kanagawa.jp

※説明会の参加者は、1団体2名までとしてください。

エ その他

説明会には募集要項、仕様書を持参してください。

(3) 質問について

電子メールによる質問のみ受け付けます。電話、来訪などの個別の質問には対応しません。

ア 受付期間

令和8年7月23日（木）から令和8年7月29日（水）までとします。

送信先： cup-pc@city.yokosuka.kanagawa.jp

※ 正常に受信したものについては、その旨電子メールにて通知します。

イ 記載事項

「文化会館・はまゆう会館の指定管理者指定申請にかかる質問書（様式 11）」に要旨を簡潔にまとめ、記載してください。

ウ 留意事項

募集要項及び仕様書（選考・審査に関する事項を除く。）以外の質問及び意見については回答しません。

エ 回答について

質問の内容及び回答は、ホームページ上で公表し、個別の回答は行ないませんので、あらかじめご了承ください。

回答掲載日時：令和 8 年 8 月 5 日（水）午後 1 時頃から順次掲載予定

URL <https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/1210/shiteikanri/top.html>

(4) 申請書類提出方法

申請を行う団体は、必要な書類を次のとおり提出してください。

ア 提出期間

令和 8 年 8 月 24 日（月）から令和 8 年 8 月 28 日（金）まで。

※ 受付時間は、午前 9 時～正午、午後 1 時～午後 5 時です。

※ 円滑な受付を行うため、前日までに文化振興課あてご連絡ください。

イ 提出場所

横須賀市文化スポーツ観光部文化振興課（3 号館 4 階）

〒238-8550 横須賀市小川町11番地（京急横須賀中央駅下車 6 分）

電話 046-822-9478

ウ 提出方法

申請団体（共同事業体の場合は代表団体）が直接持参してください。必要な書類がすべて揃っている場合に限り、申請書類を受理します。（郵送、FAX、電子メール等による提出は受理しません。）

(5) 選考審査対象からの除外（失格事項）

次の要件に該当した場合は、該当する申請を失格とし、選考の対象から除外します。

ア 神奈川県警察本部に照会した結果、横須賀市暴力団排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び同条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等に該当することが判明した場合

イ 指定管理者選考が終了するまでの間に選考に関する照会又は要求等を申し入れた場合

ウ 本件募集に関して、選考委員又は関係する本市職員に対し接触を求め又は接触した場合

エ 提出書類に虚偽の記載があった場合

オ 本要項に違反又は逸脱した場合

カ 提出書類等を提出期間内に提出しなかった場合

キ その他の不正行為があった場合

3 提出書類等

(1) 申請に必要な書類

申請しようとする団体は、以下の書類を正本1部、副本6部（副本にはキの書類は不要）（複写可）の計7部を提出してください。ただし、イ、キ、クの書類については、さらに5部計12部提出してください。また、ウ、シ、ス、セの提出書類については、CD-Rにデータ（word形式、excel形式）を保存したものを提出してください。

なお、本市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合があります。

※ 提出書類について、書類の順序等を含めて本市が確認を行うため、ホッチキス、クリップ等の、書類を留めるものは使用しないでください。

ア 指定管理者指定申請書（様式1）

（様式1-2 代表団体用）（様式1-3 代表団体以外用）

※ 共同事業体を結成して申請する場合は、代表団体が申請者となります。

イ 団体概要書（様式2）

※ 共同事業体での申請の場合は構成する団体ごとに作成してください。

ウ 役員等氏名一覧（様式3）

※ 登記事項証明書に記載されている役員を記載してください。

役員等氏名一覧は、指定管理者選考のための審査並びに申請された団体及び当該団体の役員が、暴力団、暴力団経営支配団体又は暴力団の構成員でないことを確認するために神奈川県警察本部に照会する目的で使用します。

※ 共同事業体での申請の場合は構成する団体ごとに作成してください。

エ 団体であることを証する書類

※ 共同事業体での申請の場合は構成する団体全ての資料を提出してください。

(ア) 定款、寄附行為、規約又はこれらに相当する書類

(イ) ・ 地方自治法第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体の場合

…… 同条第12項の証明書

・ その他の団体の場合 …… 構成員名簿又はこれらに相当する書類

※ 法人の場合は登記簿謄本の提出は不要ですが、登記事項の確認は、横須賀市で行うことを申請における同意事項とさせていただきます。

オ 団体又はその代表者が申請資格の欠格の事由に該当しないことを証する書類

(ア) 申請の前事業年度の法人市民税領収書の写し又は納税証明書（法人事業者に限る）

(イ) 消費税及び地方消費税の納税証明書（その3）

※ 横須賀市税の納付確認は、横須賀市で行うことを申請における同意事項とさせていただきます。

申請団体所在地 (通常は本社を登記している場所)	横須賀市内	横須賀市外
申請の前事業年度の 法人市民税領収書の写し又は 納税証明書	提出不要 (本市が調査)	要提出
消費税及び地方消費税の納税 証明書(その3)	要提出	要提出

※ 事業所を複数所有している事業者については、申請先(本社等)を基準として書類を提出してください。(事業所ごとに納税証明書等を揃える必要はありません。)

ただし、共同事業体で申請する場合は、構成する団体全ての本社分の書類を提出してください。

カ 共同事業体協定書兼委任状(様式4)

共同事業体での申請の場合のみ提出してください。

キ 団体の経営状況を説明する書類

※ 提出の際は、事業年度ごとに以下の丸数字の順番に揃えて提出してください。

※ 共同事業体での申請の場合は構成する団体全ての資料を提出してください。

(共同事業体の場合は、構成団体ごとに同様の順番に揃えて提出してください。)

(ア) 法人税の確定申告を行っている団体

以下の書類について直近3か年分(直近3事業年度)を提出してください。

- ① 法人税の確定申告書の控えの写し(電子申告の場合は、税務署から送付された「受信通知」を別途添付。)
- ② 確定申告書別表の写し(確定申告の際に確定申告書に添付したすべての書類(別表1～16)を含む。確定申告書等の税務署への提出事実及び提出年月日が確認できる書類を別途添付。)
- ③ 勘定科目内訳明細書
- ④ 法人事業概況説明書
- ⑤ 貸借対照表
- ⑥ 損益計算書(販売費及び一般管理費明細書、製造原価明細書を含む)又は正味財産増減計算書
- ⑦ 株主資本等変動計算書
- ⑧ 個別注記表
- ⑨ 附属明細書
- ⑩ 財産目録又はこれらに相当する書類
- ⑪ 登記簿謄本(申請日から3か月以内に発行されたもの。複写可)

- (イ) 上記(ア)以外の団体（申請時に設立から1年を経過していない団体を除く）
以下の書類について直近3か年分（直近3事業年度）を提出してください。
- ① 勘定科目内訳明細書又は勘定科目内訳明細書に相当する書類
 - ② 貸借対照表
 - ③ 損益計算書（販売費及び一般管理費明細書、製造原価明細書を含む）若しくは収支計算書又はこれらに相当する書類
 - ④ 個別注記表
 - ⑤ 附属明細書
 - ⑥ 財産目録又はこれらに相当する書類
 - ⑦ 登記簿謄本（申請日から3か月以内に発行されたもの。複写可）
- (ウ) 申請時において、設立から1年を経過していない団体
- ① 設立時における貸借対照表又は財産目録
 - ② 収支予算書
 - ③ 附属明細書
 - ④ 登記簿謄本（申請日から3か月以内に発行されたもの。複写可）
- ク 団体活動等を記載した書類（会社パンフレットなど）（任意様式）
※共同事業体での申請の場合は構成する団体ごとに作成してください。
- ケ 管理実績、障害者雇用、所在地区分申告書（様式5）
※共同事業体での申請の場合は構成する団体ごとに作成してください。
- コ 労働基準確認書類（就業規則の写し、労働条件通知書のひな形、時間外労働・休日労働協定届（36協定届）の写し、労働保険概算保険料申告書の写し、社会保険料納入告知書（納付書）の写し）
※就業規則と時間外労働・休日労働協定届の写しは、労働基準監督署の受領印が押印されている頁のみ。社会保険料納入告知書は直近のもの。
※共同事業体での申請の場合は構成する団体全ての資料を提出してください。
- サ 障害者雇用確認書類（障害者雇用状況報告書の写し）
※障害者雇用状況報告書の写しは、ハローワークの受領印が押印されているもの。
※共同事業体での申請の場合は構成する団体全ての資料を提出してください。
- シ 事業計画書（様式6）
- ス 実施予定表（様式7）
- セ 収支予算書（様式8 令和9年度～令和13年度）
- ソ 収支積算内訳書（任意様式 令和9年度～令和13年度）
- タ 指定申請にかかる誓約書（様式9）
- (2) 申請にあたっての留意事項
- ア 申請書類等の著作権は申請者に帰属しますが、本市が選考結果の公表等で必要であると認める場合には、申請書類等の内容が無償で使用できるものとします。
- イ 申請に要する経費については、申請者の負担とします。
- ウ 申請書類の修正（軽微な修正を除く）は認めません。
- エ 申請書類は、上記の申請に必要な書類が提出されたことをもって選考の対象とさせてい

たきます。市所定様式以外の記載内容の不備や落丁等については、原則としてそのまま審査させていただきますので、十分にご注意ください。（特に、「団体の経営状況を説明する書類」については、不備があると審査結果に影響する場合があります。）

オ 提出された申請書類（CD-R等の記録媒体を含む）は、理由の如何にかかわらず返却しません。

カ 申請書類は、横須賀市情報公開条例（平成13年横須賀市条例第4号）に基づく開示請求対象の公文書となります（詳細は、P15 4-(2)「申請団体名等の公表」を参照）。

4 候補者の選考

(1) 選考方法

応募団体のうち、次の要件について、必要と認める申請基準を満たす団体の中から、評価点の合計が最も高い団体を指定管理者候補として選考します。

なお、選考にあたっては、指定管理者として選考する団体の最低基準を次のとおり設定します。したがって、選考委員会で全委員の評価点合計が最低基準に満たない場合、申請団体の中で最高得点の団体であっても、指定管理者として選考されない場合があります。

- | | |
|------|--|
| 最低基準 | <ul style="list-style-type: none">・基礎項目評価の合計点が65点以上・提案評価の「(1)法令遵守」「(2)施設管理」「(3)利用者への配慮」「(4)リスクへの対応」の各項目の選考委員全員の合計点が5点以上・総得点が満点の60%以上 |
|------|--|

選考は「文化会館指定管理者選考委員会」において次の方法により行います。

ア 資格審査

本要項の申請資格をすべて満たすことが確認された場合に限り、本審査の対象とします。

イ 本審査

(ア) 方法

書類、プレゼンテーション（9月下旬または10月中旬を予定）及び質疑による審査を行い、最も優れていると認める団体を選考します。プレゼンテーションとその質疑を含む選考委員会は、財務状況など申請団体の評価に関する意見交換等を除き公開します。なお、基礎項目評価の合計点が65点未満の場合は、その時点で不合格とし、プレゼンテーションへ進めないものとします。

※ プレゼンテーションの日時・場所については、申請者へ後日連絡します。

(イ) 選考結果の通知

選考結果の通知については、全ての申請者に書面により通知します。なお、共同事業体を結成して申請した場合は、代表団体宛に通知します。

また、選考された団体に対しては、協定締結に関する手続きについても、併せて通知します。

(2) 申請団体名等の公表

選考結果については、ホームページ等で公表します。

ア 公表される情報

指定管理者指定申請（応募）をした場合は、選定されなかった団体※も含め、①申請団体名、②申請団体の概要（代表者、資本金、従業員数など）、③選考順位、④総得点、基礎項目評価点（合計点のみ）及び提案評価点（合計点及び各項目の得点）、※総得点及び提案評価点は選考委員全員の合計点とします。⑤選考委員会の総評、⑥管理運営費提案額（管理経費提案額）を公表します。

また、申請書類（上記①～⑥を除く情報）は市民からの公文書公開請求の対象文書となり、請求があった場合は当該団体に公開の可否を照会したうえで、非公開情報を除き公開します。

イ 公表の時期

市議会における指定議案の議決後に公表します。

※公開プレゼンテーション開催日の1日前以後（土・日曜日及び祝日を除く）に辞退した場合、公開プレゼンテーションへの参加の有無に関わらず、上記アに定める情報を公表します。基礎項目評価が最低基準点に満たず、プレゼンテーションに進めなかった団体も公表の対象となります。

5 選考基準

指定管理者の選考基準は、次のとおりです。評価点の合計が最も高い団体を指定管理者候補として選考します。

1 基礎項目評価

項目	評価基準		
	得点		
(1) 財務状況	優	可	劣
	50	25	0
(2) 管理実績	同種 指定管理	同種施設or 他指定管理	実績なし
	30	15	0
(3) 労働基準	不備なし		不備あり
	20		0
(4) 障害者雇用	達成		未達成
	20		0
(5) 所在地区分	市内	準市内	それ以外
	30	15	0
計：最高150点（65点未満不合格）			

※共同事業体での申請の場合、得点は各団体の得点の平均値となります。

2 提案評価

項目	評価基準		
	得点		
	A	B	C
(1) 法令遵守	10	5	0
関連する法令、条例等を理解し、遵守するとともに、個人情報の保護措置や情報公開制度の適正な運用が確保されるか。			
(2) 施設管理	10	5	0
ア 仕様書等に基づいた施設管理を行えるか。また、施設管理を行う中で生じる施設課題に適切に対応し安全で快適な環境が確保されるか。			
イ 経費の削減分を活用した市民サービスなどの有効活用が見込まれるか。	10	5	0
(3) 利用者への配慮	10	5	0
利用者間のトラブルや不適切な施設利用者への対応が適切に行われるなど、利用者の公平性が確保されるとともに、利用者からの声を反映する仕組みが確保されるか。			
(4) リスクへの対応	10	5	0
事故を未然に防ぐとともに、事故や災害などの不測の事態への対応策が講じられるか。			
(5) 障害者及び男女共同参画への配慮	10	5	0
障害者の雇用や障害者就労施設等からの物品購入などの障害者への配慮、及び女性の雇用やワークライフバランスの実現に向けた取り組みなど男女共同参画への配慮及び多様な性に関する差別やハラスメントの禁止に関する社内規定の整備や多様な性に関する研修の受講、多様な性も考慮した福利厚生を提供、顧客や取引先など外部に向けた環境整備やサービスの取組など多様な性への配慮が見込まれるか。			
(6) 地域貢献	10	5	0
地元人材の雇用、市内中小企業等への発注、市内の団体・施設・企業等との連携など、積極的で具体的な地域貢献が見込まれるか。			
(7) 人員体制	10	5	0
必要人員（資格職含む）の確保、適正な配置及び研修などの人材育成は十分に計画されているか。人件費の			

設定は適切か。			
（８）安定した公正な運営管理	20	10	0
市の基本施策等に合致した管理運営方針を策定しているか。収支計画は適切か。賠償能力があるか。			
（９）サービスの向上	20	10	0
利用者のサービス向上となる施策が適切か。施設の利用を促進させる工夫（情報発信等）はされているか。			
（10）利用料金収入	20	10	0
利用料金収入の増加に向けた創意工夫はなされているか。			
（11）舞台運営能力	20	10	0
舞台機構の安全性の確保及び舞台運営が利用者の高いニーズに対応できるか。			
（12）文化事業・自主事業の企画能力	20	10	0
舞台・音楽芸術の普及事業及び自主事業について、企画内容が具体的で、実績または実施見込みが示されているか。あわせて、市の方向性に沿った内容となっているか。			
（13）指定管理料	10	5	0
指定管理料の削減が見込まれるか。			
計：最高950点（190点×5人）			

合計：最高1,100点(660点未満不合格)

V リスク等に関する事項

1 横須賀市と指定管理者の責任分担

種 類	内 容	市	指定管理者 (応募団体)	備 考
応募	応募（申請）に関して必要となる費用		○	
協定締結に至らなかった場合	(1) 応募に関して負担した費用及び生じた損害		○	
	(2) 管理運営の準備のために負担した費用及び生じた損害		○	
不履行	(1) 市が協定内容を不履行	○		
	(2) 指定管理者が業務及び協定内容を不履行		○	
経費の増大・増加	(1) 指定管理者側の要因による運営費用の増大		○	
	(2) 市側の要因による運営費用の増大	○		
	(3) 人件費、物件費等の物価及び金利の変動に伴う経費の増加		○	注1
	(4) 施設の管理運営に関する法令等の変更による経費の増加（人件費、物件費等の物価及び金利の変動に伴うものを除く。）	○		
作成書類の誤り	(1) 市の書類（仕様書等）の誤りによるもの	○		
	(2) 指定管理者が申請した内容（事業計画書等）の誤りによるもの		○	
利用者・住民対応	指定管理業務に関する苦情等		○	
情報の安全管理	(1) 市の責めに帰すべき事由による個人情報の漏洩等	○		
	(2) 指定管理者の責めに帰すべき事由による個人情報の漏洩等		○	
要求水準の未達成	協定等により定めた管理運営の要求水準が不適合な場合の対策経費の増加や指定管理料の減額等		○	
需要の変動	需要の見込み違いや競合施設等による需要変動による収入減及び経費増加		○	
施設・設備・備品等の損傷	(1) 経年劣化によるもので、1件あたり原則として130万円以下なもの		○	
	(2) 経年劣化によるもので、1件あたり原則として130万円を超えるもの	○		
	(3) 指定管理者の施設の管理上の瑕疵又は指定管理者の責に帰すべき事由かつ(2)、(6)及び(7)を除くものによる施設・設備・備品等の損傷		○	
	(4) 指定管理者の施設管理上の瑕疵以外の事由及び指定管理者の責に帰すべき事由以外の事由かつ(1)、(5)及び(7)を除くものによる施設・設備・備品等の損傷	○		
	(5) 第三者の行為から生じた、1件あたり原則として130万円以下の損傷であって相手方が特定できないもの		○	

	(6) 第三者の行為から生じた1件あたり原則として130万円を超える損傷であって相手方が特定できないもの	○		
	(7) 第三者の行為から生じた損傷であって、相手方は特定できるが相手方に支払能力がない場合	△	△	双方協議
事故等に伴う損害賠償	(1) 施設管理上の瑕疵による事故又は指定管理者の責めに帰すべき行為により利用者に損害を与えた場合又は臨時休業に伴う損害		○	
	(2) 施設の管理上において周辺住民等第三者の生活環境を阻害し損害を与えた場合（騒音、振動、悪臭の発生等）		○	
	(3) 市側の要因により、施設の管理運営業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による増加経費の負担	○		
	(4) 上記以外の場合	△	△	双方協議
業務終了時の経費	指定管理期間の満了又は指定期間途中における指定取り消しに伴う撤収費用		○	
不可抗力	自然災害（地震、台風など）、暴動等による業務の休止、変更、延期又は臨時休業	△	△	双方協議
保険加入	火災保険	○		
	施設賠償責任保険（建物内の事故） ・ 人身 10 億円以上/事故、1 億円以上/人 ・ 財物 2 千万円以上/事故 ・ 受託物 3 千万円以上/事故 （駐車場内の事故） ・ 人身 1 億円以上/事故、3 千万円以上/人 ・ 財物 1 千万円以上/事故 自動車管理者賠償保険（駐車車両損害） ・ 受託物 3 千万円以上/事故		○	
新型インフルエンザ等の感染症による影響	新型インフルエンザ等の感染症による指定管理業務及び指定管理に関する収支等への影響に係る負担等	△	△	双方協議

注1 光熱水費等の経費が急激に上昇し、管理に支障をきたす場合は双方協議。

※ 上記以外のことで疑義が生じたときは、双方協議の上、定めるものとします。

2 事業の継続が困難となった場合の措置

指定管理者は、業務の継続が困難となった場合又はその恐れが生じた場合は、速やかに市に報告しなければなりません。その場合の措置については、次のとおりとします。

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難になった場合又はその恐れが生じた場合には、市は指定管理者に対して改善勧告等の指示を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めることがあります。

もし、指定管理者がその期間内に改善することができなかった場合には、市は指定管理者の取り消し又は業務の全部もしくは一部の停止を命じることがあります。

なお、指定管理者が共同事業体で、その構成団体の一部（代表団体を除く）が業務の継続が困難となった場合には、残存する構成団体によって業務が継続できると市が認めたときは、業務の継続を認めることがあります。

(2) 指定が取消された場合等の賠償

上記により指定管理者の指定が取消され又は業務の全部若しくは一部が停止された場合、指定管理者は、市にそのことにより生じた損害を賠償しなければなりません。

(3) 指定管理者の責めに帰すことができない事由による場合

不可抗力その他市又は指定管理者の責めに帰すことができない事由により業務の継続が困難になった場合、市と指定管理者は、業務の継続の可否等について協議するものとします。その結果、継続が困難と判断した場合、市は指定管理者の取消し又は業務の全部もしくは一部の停止を命じることができるものとします。

3 指定管理料の支払停止及び支払済みの指定管理料の返還等

指定管理者が管理業務の全部又は一部を行わなかった場合において、市が指定管理者に対して是正指示を行ったにもかかわらず、是正がされないときは、市は指定管理者に対して支払う予定の指定管理料の全部又は一部を支払わないこととし、支払い済みの指定管理料の全部又は一部の返還を求めることができるものとします。

また、市が指定管理者に対して管理業務に関する損害賠償請求権を有する場合は、指定管理者の有する指定管理料請求権と当該損害賠償請求権を相殺した上で、市が指定管理者に対して指定管理料を支払うことができるものとします。

VI 指定及び協定に関する事項

1 指定の手続

選考された団体については、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、指定管理者として指定する議案を横須賀市議会に対して提出し、議決された場合に指定管理者として横須賀市長が指定します。指定にあたっては、当該団体に対し文書で通知します。

横須賀市議会への提出は令和8年12月定例議会を予定しています。

なお、議会の議決を経たうえで指定管理者として決定することになりますのであらかじめご承知置きください。

2 協定の締結

指定管理者に指定された団体は、横須賀市と協議の上、基本協定を締結します。

また、基本協定の締結後に、事業年度毎の協定を締結します。

なお、協定書の解釈についての疑義及び定めのない事項が生じた場合は、市と指定管理者は誠意をもって協議するものとします。

VII その他の事項

1 その他

(1) 自主事業

指定管理者は、文化会館及びはまゆう会館の設置目的に合致し、かつ業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業（自主企画公演等）を実施することができます。ただし、事前に横須賀市の承認を受けなければなりません。

また、自主事業の実施に際しては、市民利用を優先させるため、使用予定日の12カ月前の抽選日以降に空き状況を確認の上設定すること。なお、事業計画内容によっては、この限りではありません。

(2) 実績数値の公表

地域貢献策などの選考基準の項目については、毎年度、実績数値の報告を求めており、その内容を公表する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(3) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に関する対応について

平成28年4月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が、令和3年に改正され、事業者による障害のある方への合理的配慮の提供が義務化されました。（令和6年4月1日施行）

横須賀市では「横須賀市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領（以下、「対応要領」）」を定めています。指定管理業務の実施に当たっては、対応要領に沿った対応をしてください。

また、障害のある方から求めがあった場合には、その実施に伴う負担が過重でないときは、合理的な配慮（講演会等の行事に手話通訳者や要約筆記者を配置すること等）を行うことが

法的義務となっていますので、以下のとおり対応してください。

ア 仕様書等に規定する指定管理業務については、合理的配慮の提供は法的義務となります。
経費は、市の負担となります。

イ 自主事業についても、合理的配慮の提供は法的義務となります。
経費は、指定管理者の負担となります。

(4) 観光立市推進アクションプランについて

本市では、観光で地域経済を活性化させるため、観光立市推進基本計画（以下、基本計画）及び横須賀市観光立市推進アクションプラン（以下、アクションプラン）に基づき、観光振興に取り組んでおります。指定管理業務の実施にあたっては、基本計画及びアクションプランの趣旨を踏まえた対応に努めてください。（例：イベント会場としての施設使用、各種プロモーションへの協力、施設内での観光パンフレットの配架、観光ポスターの掲示、公衆無線LANの整備等）

(5) ウェブアクセシビリティについて

指定管理者は、ウェブサイト等インターネットを利用して情報を発信する場合は、すべての人が適切に情報を得られるよう、アクセシビリティに配慮してください。

(6) 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）について

令和5年10月に導入された消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）において、指定管理者も適格請求書（インボイス）の発行事業者の登録が必要となります。また、適格請求書（インボイス）の発行に伴い、発行したインボイスの保存等の新たな事務も発生します。消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）の詳細は、国税庁ホームページの「インボイス制度」を確認し適切な対応を行ってください。

(7) ネーミングライツについて

ア 本施設は将来ネーミングライツを導入する可能性があるため、指定期間の開始時または指定期間中に、愛称が付与される場合があります。（※施設の正式名称は変更されません。）愛称が設定された場合には、必要に応じて市及びネーミングライツを取得した団体（以下、「ネーミングライツパートナー」という。）と協議のうえ、円滑な運用にご協力ください。

なお、指定管理者（指定管理者となるため申請を行う者を含みます。）であっても、ネーミングライツの選考に応募することは可能です。

イ 指定管理者がネーミングライツパートナーとなった場合において、ネーミングライツ料は、指定管理にかかる管理経費又は事業実施にあたり必要な経費とみなさないこととします。

ウ ネーミングライツの募集については、別途横須賀市民官連携推進WEBサイト「OPEN GATE YOKOSUKA」(<https://www.yokosuka-minkan-renkei.jp/>)にて案内する予定です。

《配付資料》

資料1 文化会館指定管理者運営管理仕様書（文化会館・はまゆう会館）

資料2 業務仕様書（資料2-1文化会館・資料2-2はまゆう会館）

資料3 条例規則
・文化会館条例
・文化会館条例施行規則

資料4 管理運営事業収支推移（令和4年度から令和7年度）

資料5 稼働率・入場者数推移（令和4年度から令和7年度）

資料6 ジャンル別利用件数推移（令和4年度から令和7年度）

資料7 修繕費内訳（令和4年度から令和7年度）

資料8 加入保険一覧

資料9 リース一覧

資料10 文化会館駐車場利用推移（令和4年度から令和7年度）

資料11 主要備品一覧

資料12 利用のしおり（施設利用案内）
・文化会館
・はまゆう会館

問合せ先

横須賀市文化スポーツ観光部文化振興課

〒238-8550 横須賀市小川町11番地

電話 046-822-8116

FAX 046-824-3277